

各関係団体等の長 様

栃木県県民生活部くらし安全安心課長

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）の制定に伴う対応について（依頼）

本県の交通安全対策につきまして、日頃から御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。  
このことについて、本県では令和 3 年度中に自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）を制定する予定であり、現在パブリック・コメントを実施しているところです。

本条例には、事業活動において自転車を利用する事業者に対し、自転車損害賠償責任保険等（以下「自転車保険」という。）への加入を義務化する規定等を盛り込む予定です。

つきましては、条例制定に伴い、下記のとおり御対応いただくこととなりますので、あらかじめ御承知置きくださいますようお願いいたします。

なお、条例制定時には、改めて周知させていただきます。

## 記

### 1 事業者に対する主な規定（案）

#### (1) 自転車保険への加入【義務】

事業活動で利用する自転車を所有している場合、業務中に発生した事故に備えるため自転車保険への加入が必要になります。

#### (2) 必要な点検・整備の実施【努力義務】

事業活動で利用する自転車について、必要な点検・整備の実施に努めていただく必要があります。

#### (3) 従業員、自転車通勤者に対する必要な啓発・指導【努力義務】

事業活動で自転車を利用する従業員、自転車通勤者に対し、自転車の安全利用に係る啓発・指導に努めていただく必要があります。

例) ・自転車通勤者への自転車保険加入有無の確認、情報提供

・乗車用ヘルメットの着用の促進

### 2 その他

条例案の概要、主な内容は添付のとおりです。

資料は県ホームページにも掲載しておりますので、御確認ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/publiccomment/jitennsyajyourei.html>

生活・交通安全担当

TEL 028-623-2185